

命を守るため早めの避難行動を！

圃総務課 総務係 ☎ 52-5802

毎年7月から10月を中心に台風が上陸し、大雨、暴風、河川の氾濫、高潮、高波などにより、大きな被害が発生しています。災害に関する情報をテレビ、インターネット、メールなどから入手し、危険な場所近づかないようにして、『早めの避難』を心がけましょう。

警戒レベル	住民に行動を促す情報 (避難情報など)	住民がとるべき行動
高い ↑ 危険度 ↓ 低い	5	緊急安全確保 (市区町村が発令) 命の危険！直ちに安全確保！ 避難所などへの立ち退き避難が危険な場合は、自宅や近隣の少しでも安全な場所へ移動して緊急安全確保の行動をとりましょう。ただし、安全を確保できるとは限らないため、警戒レベル4避難指示までに必ず避難しましょう。
	【警戒レベル4までに必ず避難！】	
	4	避難指示 (市区町村が発令) 危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難（立ち退き避難または屋内安全確保）しましょう。 ※土砂災害は立ち退き避難が原則です。
	3	高齢者等避難 (市区町村が発令) 危険な場所から高齢者などは避難 避難に時間がかかる高齢者や障がいのある人、乳幼児などの要配慮者とその支援者は避難しましょう。その他の人も避難の準備をしたり、自主的に避難しましょう。
	2	注意報 (気象庁が発表) 自らの避難行動を確認 ハザードマップなどで自宅や施設などの災害リスクを確認したり、避難場所や避難経路、避難のタイミングなどを再確認しましょう。避難情報などを把握する方法や自らの避難行動を確認しておきましょう。
1	早期注意情報 (気象庁が発表) 災害への心構えを高める 防災気象情報などの最新情報に注意して、災害への心構えを高めましょう。	

◇町が開設する避難所への避難

避難所の開設状況は、防災行政無線、町ホームページ、田布施メール配信サービスおよび自主防災組織の連絡網などでお知らせします。自主避難する人は、食事や飲料水などの生活用品の携行をお願いします。

◇安全な親戚・知人宅への避難

普段から災害のときに避難することを相談しておきましょう。

◇安全な宿泊施設などへの避難

町の内外を問わず、安全が確保できる宿泊施設への避難も、事前に検討をお願いします。

◇屋内安全確保（警戒レベル5）

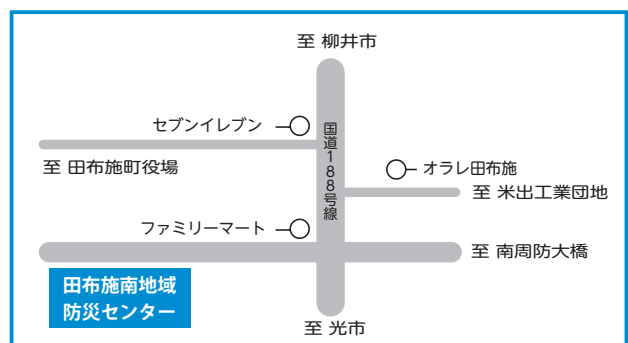
安全が確保できる場合の建物の高層階への避難や、自宅の2階以上への避難など、事前に確認することも必要です。備蓄品の確保・確認をお願いします。

■避難所について

あらかじめ予想できる大雨や台風などの災害の1次避難所として登録している『田布施南地域防災センター（場所：麻郷浜城）』の場所は右図のとおりです。

◇住所

田布施町大字麻郷 3399-5



山口県自主防災アドバイザー養成研修（基礎編） 『防災士養成講座認定研修』の受講者を募集しています

■日時

9月30日（土）、10月1日（日）、14日（土）
※3日ともすべて参加が必要です。

■場所

県庁3階職員ホール

■対象者

山口県自主防災アドバイザーとして、自主防災組織の活動促進に寄与する意志のある人

■定員

100人程度
※田布施町枠3人程度

■募集締切

8月31日（木）

■受験料

12,000円
（内訳）
・防災士教本 4,000円
・防災士資格取得試験受験料 3,000円
・防災士認証登録料 5,000円

※町では、防災士育成補助として、防災士資格試験に関する費用の3分の2を補助（1,000円未満端数切捨）しています。



■防災士資格の取得について

本研修の終了者には防災士資格取得試験の受験資格が与えられます。なお、防災士資格の取得には、次のことをすべて満たす必要があります。

- ①3日間の研修を履修した上で、所定のレポートを提出すること。
 - ②研修3日目の最後に行われる試験に合格すること。
 - ③消防機関、日本赤十字社などが実施する『救急救命講習』を受講し、修了証、受講証などを取得すること。
- ※今回募集の『山口県自主防災アドバイザー養成研修（基礎編）』および令和6年2月17日（土）、18（日）の予定で実施する『山口県自主防災アドバイザー養成研修（実践編）』を受講した人は、県内各地の自主防災組織に出向いて、防災研修や、指導などを行う『山口県自主防災アドバイザー』として活動していただく予定です。

■申込み・問合せ先

総務課 総務係（2階⑨窓口） ☎ 52-5802

災害時避難行動要支援者支援制度をご活用ください

問町民福祉課福祉係 ☎ 52・5810

■制度の概要

この制度は、台風や地震などの災害時に、避難支援の必要な人が事前に『災害時避難行動要支援者』として登録しておくことにより、地域で支援を受け、安全に避難できるようにするものです。

町は避難の支援をしてもらうための台帳整備を行います。

■対象者

- ①65歳以上のひとり暮らしの高齢者（在宅ねたきり高齢者含む）
 - ②75歳以上の高齢者のみの世帯
 - ③身体障がい者のうち障害程度が1級および2級の人
 - ④知的障がい者のうち療育手帳Aの人
 - ⑤①～④に準じる状態にある人および本制度の支援が必要と判断される人
- ※要介護認定（要介護度3以上）の人、精神障害者保健福祉手帳1級の人など

■支援の内容

◇避難情報（高齢者等避難、避難指示）の伝達
次の順番で情報伝達を行います。

- ①避難行動要支援者（本人）
- ②避難支援者（避難支援プランで指定する順番に連絡）
- ③緊急時の連絡先として指定された家族・親族など
- ④担当民生児童委員

◇避難支援

避難情報の発令時に、申請者が支援プランの中で定めた支援者が、避難所への移動の付き添いや車での搬送などを行います。

■登録方法

登録を希望する人は、町民福祉課福祉係（1階④窓口）で手続きをしてください。

